

政策:4.非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進することにかかるコストの状況

(所管:厚生労働省、一般会計、組織:厚生労働本省、担当部局:職業安定局、雇用環境・均等局、組織:都道府県労働局、担当部局:都道府県労働局)
(労働保険特別会計労災勘定、雇用勘定)

1. 政策にかかるコスト 30,265 百万円

(単位:百万円)

区 分	人件費	賞与引当金繰入額	退職給付引当金繰入額	雇用安定等給付費	補助金等	委託費等	独立行政法人運営費交付金	庁費等	その他の経費	減価償却費
I 人にかかるコスト	4,673	3,682	244	746	-	-	-	-	-	-
II ①物にかかるコスト	113	-	-	-	-	-	-	-	-	113
②庁舎等(減価償却費)	400	-	-	-	-	-	-	-	-	400
III 事業コスト	25,078	(-)	(-)	(-)	5,913	10,040	3,462	953	874	3,834
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	9,431	(-)	(-)	(-)	5,913	17	1,101	271	509	1,617
(2)働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること	12,626	(-)	(-)	(-)	-	10,004	1,703	410	75	434
(3)個別労働紛争の解決の促進を図ること	3,019	(-)	(-)	(-)	-	17	657	271	289	1,782
コスト計(I+II+III)	30,265	3,682	244	746	5,913	10,040	3,462	953	874	513

(単位:百万円)

区 分	(参考) 決算額
I 人にかかるコスト	-
II ①物にかかるコスト	-
②庁舎等(減価償却費)	-
III 事業コスト	25,115
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	9,465
(2)働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること	12,628
(3)個別労働紛争の解決の促進を図ること	3,020
コスト計(I+II+III)	-

(参考) 自己収入 22,050 百万円

当該政策にかかる自己収入については、労働保険特別会計雇用勘定の22,050百万円。

2. 政策にかかるストック情報(主な資産等)

(単位:百万円)

区 分	ストック内訳							備 考
	土地	立木竹	建物	工作物	物品	無形固定資産	出資金	
物にかかるコスト	149	-	-	-	-	112	36	-
庁舎等	6,891	5,753	6	992	138	-	-	-
(1)男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	956	-	0	794	160	-	-	-
(2)働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること	14,757	-	-	-	-	-	-	14,757
合 計	22,754	5,753	7	1,787	299	112	36	14,757

※「物にかかるコスト」及び「庁舎等」の区分に当てはめられてる「物品」・「無形固定資産」、「土地」・「立木竹」及び「建物」・「工作物」は、特定の政策に結びつけることが困難なため、

定員数により、当該政策に配分を行っている。

3. 参考情報

(1)当該政策に関連するコストの状況

①当該政策に配分された官房経費等の額

(単位:百万円)

I 人にかかるコスト	813
II 物にかかるコスト(庁舎等を含む。)	1,004
III その他事業コスト	-
合 計	1,817

②当該政策に配分された当年度の公債にかかる利払費

(単位:百万円)

利払費	788
-----	-----

・省庁別財務書類の公債関連情報として記載されている利払費が、一般会計における政策ごとの「政策にかかるコスト」と「当該政策に配分された官房経費等」を合算したコストを基準として当該政策に配分された場合の額である。

(2)政策の概要

男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること、非正規雇用労働者(有期契約労働者・短時間労働者・派遣労働者)の雇用の安定及び人材の育成・待遇の改善を図ること、働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること、個別労働紛争の解決の促進を図ること。

(3)共通経費配分の方法

「人にかかるコスト」、「物にかかるコスト」及び「庁舎等」については、定員数による配分を行っている。また、本省に一括して計上されている一部の人件費については、定員数により地方局・外局へ配分を行っている。

(4)その他

なし。